

昭和61年6月30日

# 国労、I・Lの事務局長宛に書簡を発出

## 当局事実を歪曲したものと厳しく対応

### 当局、書簡の撤回謝罪等を求め重大な決意を表明

国労は、五月三〇日、国労執行委員長及び総評議長の連名でI・L事務局長宛に書簡を発した。その主たる内容は、①今年三月に国会に提出された国鉄改革関連法案は労使間の団体交渉が行われなかった②清算事業団に移行する職員の雇用関係は事業団とともに終る③所属組合を理由に差別される可能性が強い④国労との雇用安定協約の再締結を拒否している⑤国労の団体交渉開催要求は無視され公労委は機能していない⑥国鉄の労働者は労働条件等の不利益変更の受け入れを法的に強制される⑦ストライキを組織するとき、あるいは勤務時間中の組合活動に対し処分が行われる⑧新聞へ投書したことで乗務停止をされた⑨過去一年六カ月の間に当局の執拗な退職勧奨等で六一人の自殺者を生じたとしてこれらの事実は、人間性の軽視、基本的な労働者の権利を保証した条約違反だとしている。これに対し当局は、著しく事実を歪曲したものが随所に見られ、世の中に誤解を生ぜしめようという悪意に満ちたものと厳しい反論を国労委員長宛文書で行った。

### 国労の姿勢は理解しがたい

公 企 労 レ ポ ー ト  
 ▽：当局の反論にもあるとおり、国労との間に「経営問題・雇用問題に関する懇談会」が新たに設置され、五月一六日、六月三日の二回にわたり懇談会が開催され、しかもその間に書簡が発せられたとすれば、第三者的に見ても懇談会に臨む国労の姿勢は理解しがたいところがある。しかも、この「懇談会」を国労自身、これが維持、継続されている間は、雇用安定協約が結ばれていると同様な効果があり、従って二九条の発効はないという下部指導を行っているということであれば、I・Lに対する書簡は結果として、当局との信頼関係を失うものであり、当局も書簡の撤回、事実上反する内容についての謝罪等を六月末までに求め、今後の対応によっては重大な決意をせざるを得ないとしており、「懇談会」が凍結されるおそれがある。

生ずることとなる。この「懇談会」は労使が誠意を持って話し合うことに意義があり、単に維持継続のためだけでは全く意味がないことは一般的な社会常識である。また、書簡の内容についても、法案の提出権は政府または国会議員にあり、労使が団体交渉を行う余地がないことは自明の理である。当局が団体交渉を拒否すれば明らかに不当労働行為であり、当然、公労委に提訴すれば不当労働行為の裁定が出るに拘らず、その事実がないことが明らかである。このように事実関係の指摘に疑問を持たざるを得ないところがある。

最も重要なことは、国鉄は年間二兆円の赤字を生み出し、既に二三兆円余の累積債務を持っていることである。この赤字の補填は国家財政に大きな影響を与えていることは事実で、今、鉄道事業の再生、活性化をしなければ国民全体の信頼を失ない期を失することになる。

(昭和30年1月17日第3種郵便物認可)

# 懇談会の信頼関係に対する背信行為

## 「雇用安定協約締結拒否」全く事実無根



国鉄・葛西職員局長次長

上あり得ない、という答弁を総裁がしていますけれども、これについて国労は懇談会がある限り二九条四号の行使はしないとという約束をしたんだというようにニュアンスを変えて下部に言っている

**改革法案など理由なき非難を糺す**

### ILO書簡事実を歪曲、信頼裏切る

【国労は当局との間に改めて国鉄再建問題等懇談会を設置し、雇用問題について意見交換に入った直後にILO事務局長に書簡を送り、団交が拒否されているというような訴えをしましたが、どのようにとらえておられますか】

今回設置した国鉄再建問題等懇談会は信頼関係を回復することをねらいにしたものでして、雇用問題、経営問題一般について忌憚のない話し合いをしながら信頼を深めていくということが目的であるものです。しかし、国労の対応は極めて不誠実だという感じがしています。二度懇談会をやりましたが、入口のところで極めて抽象的、総論的な話だけをして踏み込んでこない。折角の場を生かそうというのでなくて、むしろ懇談会を形式的に継続することによって世の中に対して信頼関係を確立する努力をしているかの如く装うことにならがあるように思えます。

国会議論の中で、忌憚のない労使の懇談が続いている状況では二九条四号を使うようなことは事実

も国労は私信ではあるが重い意味を持たせて出したものだと云っていることとです。その内容たるや無礼極まるものですし、事実を歪曲したもので当局に対する誹謗中傷を意図して事実をねじ曲げたものと見られても仕方のないようなものです。例えば六一人もの人が当局の退職勧告の結果自殺したということを印象つけようとしていますし、団体交渉が形が化されているとかあるいは改革法案について全ていわれのない非難をしているということがあります。

いってみれば軍縮交渉をやっている最中に戦闘準備をしているというような性格を持っているのがILOへの手紙だと思います。我々としては片方で軍縮交渉をやり、一方で動員令を発して戦闘準



で辞めた人達にも関連事業や一般産業界などいろいろの雇用の場を提供していく訳ですから職を失うと言うのは虚偽としかいいようがありません。

## 「四万一千名が失業」は事実と異なる

また、「四万一千人が清算事業団に移行され……雇用関係は(三年間の)期間経過後、事業団とともに終わるものとされている」と書いてあります。実際は、三年間で全職員の雇用をきちっと確保して安住の地を求めていくようにしようということとして、民間企業が経営悪化した場合とは比べものにならない手厚い雇用対策がなされている訳です。私どもは三年間で雇用の確保に万全を期すると言っている訳で、それをこのように書くのは全く事実と違いますね。

ト さらに「国鉄の労働者にとって、自分がどの事業体、例えば新事業体かそれともせいぜい三年間しかいることのできない清算事業団に移行するかは重大なことである。所属組合及び組合活動への関与の度合によって、労働者が差別される可能性が強い」と書いてありますが、所属組合や組合活動への関与の度合いによって差別するなんてことはあり得ないことだと思います。どうして差別される可能性が強いというのか。これから決まる新事業体の設立委員の考え方を憶測して、しかも非常に悪意ある見方をして、それを前提にしているのをごとを考えている訳で非常におかしいと思います。

「事実、国鉄当局は、全部合わせても国鉄労働者の三〇パーセントに満たない四組合と雇用安定協約を調印しているにもかかわらず、国策に非協力的な国労のような組合との雇用安定協約の再締結を拒否している」と書いていますが、私どもは余剰人員対策を推進することについて平等な条件で各組合に対して協力を求めている訳です。そういうことができなくて初めて雇用安定の基盤ができ

ると、雇用安定協定を締結する前提が満足されるから手を握りましょうと言っている訳でして、国労がそれを拒否したということは雇用安定の基盤が国労組合員との関係において整備されないという形になるので雇用安定協定を結びたいのです。結べない訳です。国民の前で、国鉄労使が協定を結んで必死の努力をしていると写れば雇用対策に積極的に協力してやろうという空気ができると思っています。他の四組合は共同宣言を結んで雇用安定の基盤を作る努力をして実績を上げてきていますし、国労はこれを破壊するように動いているという事なんで、雇用安定協定を結びたいのですが結べないということで、差別をしている訳では全くない訳です。それを国労と協定を結んだとすれば国労を非常に甘やかすということで差別することになりますからできないことですね。

## 悪意のある見方、憶測はナンセンス

【今後の書簡についての対応ということになりますと……】

そのほかいくつか書いていますが、あらゆる認識において極めておかしいという事にならざるを得ないと思えます。労使の信頼関係を話し合いで確立していこうという会合が開かれた。そして継続しているにもかかわらず、その裏でアンフェアなやり方で攻撃をかけてくるというのは正にベテンであり、許せないやり方だと思います。私どもとしては国労に誠意ある態度をとってもらうように求めていますし、もし、全く誠意が感じられないということになると懇談会がサボタージュ行為の隠れみものになってしまいますので重大な決意で望まざるを得ません。しかしながら、実のある懇談が行えるような条件をつくるための努力を根気よく続けて、国労に反省を求めていくという形になると思います。(文責記者)

# 明らかに87・98号条約違反 国鉄の危機的状況調査を期待

国労・ILLO事務局長への書簡全文

国労の一九八五年二月一日付書簡を「条約及び勧告の適用に関する専門委員会」に付託していたが、心から感謝致します。

同専門委員会は、その書簡を受けて、一九八五年次報告の中で日本を取り上げ、第八七号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）に関して意見を述べられました。それによれば、「委員

会は、国労が国鉄職員の現状について、一九八五年三月一日、政府に対して意見を申し述べたことについて注目している。日本政府はその内容につ

いて未だに回答していない。委員会は、国労が提起した問題点を調査できるように、この問題につ

いて、日本政府が十分な情報を提供することを求めている。」となっています。また、委員会は第

九八号条約（団結権と団体交渉権についての原則の適用に関する条約）について取り上げた部分に

関しても同様の意見を表明されました。

しかしながら、日本政府はこれらの問題について何ら情報提供しなかったため、これにつき、委員

会は、単に一九八六年次報告（日本・第九八号条約）の中で、簡単に言及したに過ぎませんでした。

「国鉄の労働者の身分に関して、重要な問題点が未解決のままである」

遺憾ながら、日本政府は委員会の報告を軽く無視してしまいました。

一方、国鉄労働者を取り巻く状況は、以前にも増して簡単に見逃し得ない深刻な段階になっていま

す。まず、一九八六年三月に日本政府が国鉄の民営分

割化に関する一連の法案を提出しましたが、同法案が労働者の雇用条件に重大な影響があるにもかかわらず、国鉄労働者の約七〇％を組織する国労が同法案の内容について何の相談もされなかっただけでなく、団体交渉さえも行い得ませんでした。そればかりか公労委もこの過程で全然関与する余地がなかったのです。

次に、現国鉄労働者の身分が、公共企業体の労働者から八つの民営鉄道会社と一つの清算事業団の労働者へと変化する結果として、現在提案されている法案では、多くの問題が発生します。

(1)一九八六年度のうちに、二七七、〇〇〇人の国鉄労働者のうち、八二、〇〇〇人が職を失い、いわゆる余剰人員となることを余儀なくされる。

(2)四一、〇〇〇人の労働者が清算事業団へ移行される予定である。この清算事業団は、三年間、転職を希望する労働者の職業斡旋に従事するが、その雇用関係は、期間の経過後、事業団とともに終わるものとされている。

(3)国鉄網の分割によって生まれる八つの承継法人は、わずか二一五、〇〇〇人の労働者を再雇用するに過ぎない。しかしながら、新会社の労働者の総数及び各会社毎の数は運輸大臣により決定され、この過程には、団体交渉のみならず、公労委でさえも関与できない。

(4)運輸大臣の指名を受けた承継法人の設立委員会のメンバーは、運輸省令の条項に従い、労働条件及び雇用条件を決定し、労働者を選別するものとされている。この手続きのもとでも、同様に団体交渉と公労委の関与は期待できない。さらに、国労と国鉄当局で締結された現行の協約類は、承継法人に適用されない。

(5)国鉄の労働者にとって、自分がどの事業体、例えば新事業体かそれともせいぜい三年間しかいることのできない清算事業団に移行するのかが重大

なことである。所属組合及び組合活動への関与の程度合によって、労働者が差別される可能性が強い。事実、国鉄当局は、全部合わせても国鉄労働者の三〇%にも満たない四組合とは雇用安定協約を調印しているにもかかわらず、国策に非協力的な国労のような組合との雇用安定協約の再締結を拒否している。その結果としてこれら四組合は「われわれの組合に加入するならば、あなたの雇用は保証されますが、国労に居続ける限り清算事業団に行くことになりませよ」と宣伝している。この当局の雇用安定協約の調印拒否は、反組合的な差別待遇を禁止する第九八号条約第一条、組合運動への干渉を禁止する同条約第二条の精神が未だに日本で理解されていないことを示している。

ト 第三に、国鉄改革が予定されている一九八七年四月一日まで、残り一箇月しかないにもかかわらず、国労の団体交渉開催要求は無視され続け、公レ 労委は、代償機関として機能しておりません。もし、この状況が好転しなければ、つまり法案が議会を通過したならば、国鉄の労働者は、労働条件及び雇用条件についての不利益変更の受け入れを法的に強制されるわけです。

公 社会的行動が禁止されておりながら、かつ団体交渉を求める権利を軽んじられながら、もし国鉄労働者にとってそのような不利益変更が一方的にされるならば、それは社会正義に反しております。国労がストライキを組織する時には解雇を含む懲戒が加えられることが予想されるばかりでなく、「国鉄の民営分割反対」のスローガン入りのステッカーをつけたことに対してまでも、勤務時間中の組合活動であるとして、処分されるようになってきております。さらに、国鉄改革の結果生じた無人駅の問題について、新聞へ投書をしたことで車掌が秘密裡に乗務停止させられました。非常に残念なことに、一九八五年から今までに、六一人

の国鉄職員が、例えば当局の執拗な退職勧奨で、生きていくことへの疑問に悩み、自殺しています。これらの事実は、人間性の軽視かつ基本的な労働者の権利を保証した第八七号条約及び第九八号条約違反を示しています。また、第一一回内陸運輸委員会において採択された「鉄道事業における団体交渉の促進」や「鉄道における雇用喪失」の精神に反しております。

私共は、I・L・Oに対する全幅の信頼をここに表明するとともに、社会正義実現のために協力する用意があることをお伝えする次第です。

謝罪なくば重大な決意……

事実を歪曲、書簡の撤回求める

澄田職員局長、国労へ反論(要旨)

貴組合は五月三〇日、I・L・O事務局長に対し貴職及び総評議長の連名による書簡を発した。これは著しく事実を歪曲したばかりでなく、事実を反する誤った認識を対外的に宣伝し、誤解を生ぜしめようという悪意に満ちたものといわざるを得ない。しかも貴組合とは五月一二日「懇談会」を設置すべく覚書を締結したところである。そして覚書の趣旨、目的に則り、すでに二回にわたり懇談会を開催し、当局として誠意をもって対処してきたところである。しかるに、二回目の懇談会の打合せのさなかにこの書簡が発せられたことに驚くとともに、労使関係改善の誠意が貴組合には全くないものと受け止めざるを得ない。

当局は、貴組合がまず、I・L・Oへの書簡を撤回、事実を反する内容について正式に謝罪するとともに今後二度と繰返さぬと約束することを強く求める。貴組合の今後の対応によっては、当方として重大な決意をせざるを得ないことを申し添える。